

## 議案等件名（令和 7 年第 1 回定例会）

専決処分	1 件（補正予算 1 件）
予算案	2 6 件（補正予算 8 件、当初予算 1 8 件）
条例案	2 4 件（制定 4 件、一部改正 2 0 件）
一般議案	4 件（土地の処分 2 件、包括外部監査契約 1 件、市道路線の認定 1 件）
諮問	1 件（審査請求 1 件）

---

計 5 6 件

## （ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 6 号））（令和 6 年 1 2 月 1 7 日）

## （ 予 算 案 ）

- 1 令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 令和 6 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 6 年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和 6 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 6 年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 6 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 7 令和 6 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 6 年度千葉市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 9 令和 7 年度千葉市一般会計予算
- 1 0 令和 7 年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 1 1 令和 7 年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 1 2 令和 7 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 1 3 令和 7 年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 1 4 令和 7 年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 1 5 令和 7 年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 1 6 令和 7 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 1 7 令和 7 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算
- 1 8 令和 7 年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 1 9 令和 7 年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 2 0 令和 7 年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 2 1 令和 7 年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 2 2 令和 7 年度千葉市公債管理特別会計予算
- 2 3 令和 7 年度千葉市病院事業会計予算
- 2 4 令和 7 年度千葉市下水道事業会計予算
- 2 5 令和 7 年度千葉市農業集落排水事業会計予算
- 2 6 令和 7 年度千葉市水道事業会計予算

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉市公告式条例の一部改正について

(総務局 総務部 総務課)

条例の公布方法等を改める。

- (1) 条例、規則等の公布・公表について、原則、公報に登載することにより行うこととする。  
※公報は、市ホームページに掲載する形式とする。
- (2) 規則を公布する場合の市長の署名を不要とし、市長名を記入することとする。
- (3) 市長の定める規程等を公表する場合の市長印の押印を不要とする。
- (4) 施行期日 R7. 4. 1

### 2 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(総務局 総務部 政策法務課)

法令の改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法令の条項ずれ等に伴い、条例で引用する法令の条項等の修正等を行う。
- (2) 対象条例  
千葉市みんなが輝くまちづくり基金条例ほか22条例
- (3) 施行期日 公布の日ほか

### 3 千葉市職員退職手当支給条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、退職手当の支給内容を改める。

- (1) 雇用保険法の一部改正に伴い、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことから、これに準じて定めている本市職員の退職手当(※)について、同様に改正する。
  - ア 就業手当に相当する手当を廃止する。
  - イ 基本手当に相当する手当の給付日数の延長措置の対象となる退職の日を、2年間(令和9年3月31日まで)延長する。※退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額未満で、かつ、退職後一定の期間に失業しているときに、その差額分を退職手当として支給するもの
- (2) 施行期日 R7. 4. 1

4 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大する。

- (1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大する。
- (2) 施行期日 R7. 4. 1
- (3) 法改正 R7. 4. 1施行

5 千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

(総務局 総務部 人材育成課)

自己啓発等休業の承認要件となる在職期間を短縮するとともに、休業の対象となる教育施設を拡大する。

- (1) 職員が自主的・自発的に能力開発やキャリア形成に取り組むことを後押しするための環境整備として、自己啓発等休業の承認要件となる在職期間を4年以上から2年以上に短縮するとともに、休業の対象となる教育施設に任命権者が大学等に準ずるものとして認めるものを加える。
- (2) 施行期日 R7. 4. 1

6 千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(保健福祉局 保護課)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設は入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととするほか、所要の改正を行う。

- (1) 改正内容(国基準と同様の改正)
  - ア 入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し地域移行をさらに推進するため、救護施設及び更生施設は入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。
  - イ 栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることができることとなるため、救護施設及び更生施設に配置することとしている栄養士を、栄養士又は管理栄養士に改める。
- (2) 施行期日 公布の日((1)イについては、R7. 4. 1)
- (3) 省令改正 R6. 10. 1ほか施行

7 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について

(保健福祉局 健康福祉部 地域包括ケア推進課)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおいて職員配置を柔軟に行うことができることとする。

(1) 改正内容(国基準と同様の改正)

ア 現行は、第1号被保険者の数に応じて常勤職員を置くこととしているが、地域包括支援センター運営協議会(※1)が必要と認めるときは、常勤換算方法(※2)によることができることとする。

※1 本市では、社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会

※2 常勤職員と非常勤職員の勤務延べ時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除して職員の員数に換算する方法

イ 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域として、職員配置基準を満たせばよいこととする。

(2) 施行期日 公布の日

(3) 省令改正 R6.4.1施行(R7.3.31までの経過措置あり)

8 千葉市動物愛護基金条例の制定について

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

動物愛護基金を設置する。

(1) 動物の愛護を推進するための事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置する。

<積み立てる額>

市の積立金額、基金への積立てを指定された寄附金額等

(2) 施行期日 公布の日

9 千葉市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度が廃止されたことに伴い、  
所要の改正を行う。

- (1) 退職者医療制度の廃止に伴い、当該制度に係る規定を削る等の改正を行う。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 法改正 R6. 4. 1施行

10 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正に  
ついて

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

水道法施行令の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格要件を改める。

- (1) 改正内容(国基準と同様の改正)
  - ア 大学の土木工学科又はこれに相当する課程を卒業した者に必要とする実務経験年数の原則を一律3年以上とする。  
※現在は、大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者については、2年以上
  - イ 必要な実務経験年数が原則の半分に緩和される専用水道の規模を1日最大給水量1,000 m<sup>3</sup>以下から10,000 m<sup>3</sup>以下に拡大する。
- (2) 施行期日 R7. 4. 1
- (3) 政令改正 R7. 4. 1施行

- 11 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部改正について (保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課)  
(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)  
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正  
に伴い、職員の配置基準を改める。

- (1) 栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることができる  
こととなるため、指定短期入所生活介護の事業を行う事業所等に配置することとしている  
栄養士を、栄養士又は管理栄養士に改める(国基準と同様の改正)。  
(2) 改正する条例  
千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか  
13条例  
(3) 施行期日 R7.4.1  
(4) 省令等改正 R7.4.1施行

- 12 千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について  
(市民局 市民自治推進部 市民総務課)

当分の間、中央コミュニティセンターを休止する。

- (1) 千葉中央コミュニティセンターの再整備に伴い、当分の間、中央コミュニティセンター  
を休止する。  
・施設の概要  
ア 位置 中央区千葉港2番1号  
イ 設置時期 S49.7  
ウ 面積 5,465.15㎡  
エ 施設 プール、サークル室、音楽室等  
(2) 休止期間(予定) R7.4.1~R10.3.31  
(3) 施行期日 R7.4.1

13 千葉県産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部改正について  
(経済農政局 経済部 企業立地課)

委員の定数を改めるとともに、臨時委員を置くことができることとする。

- (1) 整備候補地や手法に応じ、より多角的に審議するため、委員の定数を5人以内から7人以内に改める。
- (2) 特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができることとする。
- (3) 施行期日 公布の日

14 千葉県子ども・若者基本条例の制定について  
(子ども未来局 子ども未来部 子ども企画課)

子ども・若者の権利の保障等について、基本理念及び市の責務その他基本事項を定める。

- (1) 条例で定める主な内容
  - ア 基本理念  
全ての子どもや若者は、誰一人取り残されることなく、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、それぞれの個性によって差別的な扱いを受けることがないようにすること等
  - イ 定義
    - (ア) 子ども  
本市の在住者等で心身の発達過程にある者
    - (イ) 若者  
本市の在住者等で思春期及び青年期にある者
  - ウ 市の責務及び子どもを養育する者の役割等
    - (ア) 市の責務  
基本理念にのっとり、子どもや若者が健やかに成長し、自立して社会生活を円滑に営むための切れ目のない支援に関する施策を実施すること等
    - (イ) 子どもを養育する者の役割  
基本理念にのっとり、子どもが愛され保護されていると感じられるように接するとともに、子どもの自己肯定感の充足を図ることに努めること等
  - エ 子どもの権利の保障  
安心して生きる権利、自分らしく心豊かに育つ権利、自分を守り守られる権利、自分に関することを自分で決める権利、社会に参画する権利等が保障されなければならない。
  - オ 子どもの権利救済委員の設置  
市は、子どもが権利の侵害等を受けた場合に、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員を置く。
  - カ 若者の権利の保障
    - (ア) 自分らしく、円滑な生活を送るための権利が保障されなければならない。
    - (イ) 市は、若者からの相談に応じ、必要な支援に努める。
  - キ 子どもや若者の意見の表明等  
日常生活で、自分の意見、考え等を自分なりの方法で表明することが保障される等
- (2) 施行期日 R7.4.1

- 15 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)  
(こども未来局 こども未来部 東部児童相談所)

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。

- (1) 児童福祉法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。  
※設備や職員の配置基準等、国基準と同様の基準を設けるほか、非常災害に備えた物資の確保に関する基準(市の児童福祉施設と同様)を設ける。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 法改正 R6. 4. 1施行(R7. 3. 31までの経過措置あり)

- 16 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)  
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 主な改正内容(国基準と同様の改正)
- ア 児童福祉施設として創設された里親支援センター(※)の設備及び運営に関する基準を定める。  
※里親支援事業を包括的に実施するほか、里親等について相談その他の援助を行う施設
- イ 栄養士法の一部改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることができることとなるため、乳児院等に配置することとしている栄養士を、栄養士又は管理栄養士に改める。
- (2) 施行期日 公布の日((1)イについては、R7. 4. 1)
- (3) 省令改正 R6. 4. 1ほか施行(R7. 3. 31までの経過措置あり)

- 17 千葉市児童相談所条例の一部改正について  
(こども未来局 こども未来部 西部児童相談所)

当分の間、西部児童相談所の位置を変更する。

- (1) 職員数の増加に対応するため、当分の間、西部児童相談所の位置を変更する。  
(変更前)美浜区高浜3丁目2番3号  
(変更後)美浜区高浜3丁目3番1号(療育センター分館が所在する建物)
- (2) 移転期間(予定) R7. 4. 1～R13年度
- (3) 施行期日 R7. 4. 1



18 千葉県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。

(1) 児童福祉法の一部改正により乳児等通園支援事業が創設されることに伴い、条例で定めることとされた当該事業の設備及び運営に関する基準を定める。

※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等において、満3歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、当該乳幼児とその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談の実施、子育てについての助言等を行う事業

※設備や職員の配置基準等、国基準と同様の基準を設けるほか、非常災害に備えた物資の確保に関する基準(市の保育所等と同様)を設ける。

(2) 施行期日 R7. 4. 1

(3) 法改正 R7. 4. 1施行

19 千葉県社会福祉審議会条例の一部改正について  
(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

児童福祉法の一部改正に伴い、調査審議事項に乳児等通園支援事業に関する事項を加える。

(1) 乳児等通園支援事業の認可等に関する事項を調査審議事項に加える。

(2) 施行期日 R7. 4. 1

(3) 法改正 R7. 4. 1施行

20 千葉県保育所設置管理条例の一部改正について

(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

都保育所、千城台東第一保育所、弁天保育所及び高浜第一保育所を廃止する。

- (1) 老朽化した都保育所(S50.7竣工・鉄筋コンクリート造2階建)、千城台東第一保育所(S47.3竣工・鉄筋コンクリート造2階建)及び弁天保育所(S48.3竣工・鉄筋コンクリート造2階建)を民設民営方式により設置運営することとし、その開園に合わせて廃止する。
- (2) 高浜第一保育所(S51.3竣工・鉄筋コンクリート造2階建)を高洲第二保育所に統合する。  
(高洲第二保育所の位置)美浜区高洲2丁目3番19号
- (3) 施行期日 R7.4.1

21 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員に係る資格要件を緩和する経過措置を延長する。

- (1) 幼保連携型認定こども園において副園長又は教頭が保育に従事する場合、幼稚園教諭免許及び保育士資格が必要とされているが、いずれか一方で足りるとする経過措置を2年間延長することとする(R9.3.31まで)。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 府省令改正 R6.9.27施行

22 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について (都市局 建築部 宅地課)  
(都市局 建築部 建築情報相談課)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を改定するほか、所要の改正を行う。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、全ての建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが必要となるため、新たに対象となった住宅等の適合性判定手数料を定める。
  - ・主な手数料の額 床面積200㎡未満の戸建て住宅 35,000円
- (2) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成工事の許可に係る審査項目が追加されたことによる当該許可申請手数料の改定等を行う。
  - ・主な手数料の額  
盛土等をする土地の面積が500㎡を超え1,000㎡以内の許可申請 21,000円 → 27,000円
- (3) 事務処理時間等の実態を踏まえ、建築確認申請手数料を改定する。
  - ・主な手数料の額  
床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築確認申請 14,000円 → 35,000円
- (4) 施行期日 R7. 4. 1 ((2)については、R7. 5. 26)
- (5) 法改正 R7. 4. 1ほか施行

23 千葉県農業集落排水処理施設条例の一部改正について  
(建設局 下水道企画部 下水道経理課)

農業集落排水処理施設の使用料の算定方法について、下水道使用料の算定方法の例によることとする。

- (1) 公共下水道に接続した地区から、順次、下水道使用料の算定方法の例により使用料を算定することとする。
- (2) 施行期日 公布の日

24 千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について (水道局 水道総務課)

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める。

(1) 主な改正内容(国基準と同様の改正)

ア 大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を卒業した者も布設工事監督者になれることとする。

※現在は、土木工学科又はこれに相当する課程

イ 大学の土木工学科又はこれに相当する課程を卒業した者に必要とする実務経験年数の原則を一律3年以上とするとともに、水道のほか下水道、道路等の経験を換算できることとする。

※現在は、大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者については、2年以上

ウ 1級土木施工管理技士も布設工事監督者及び水道技術管理者になれることとする。

(2) 施行期日 R7.4.1

(3) 政令等改正 R7.4.1施行

( 一 般 議 案 )

1 土地の処分について

(財政局 資産経営部 管財課)

売却する土地	若葉区千城台西2丁目21番1
地目	学校用地
地積	13,079.87㎡
売却価格	480,100,000円

(1) 売却先 美樹観光株式会社

(2) 処分の経緯

学校適正配置の実施に伴い、R2.4に旧千城台北小学校と統合した旧千城台西小学校の跡地を売却する。

2 土地の処分について

(財政局 資産経営部 管財課)

売却する土地	緑区大野台2丁目3番17外8筆
地目	公衆用道路、山林、原野
地積	10,848.68㎡
売却価格	145,000,300円

(1) 売却先 株式会社松本運送

(2) 処分の経緯

旧外房有料道路の無料化に伴い、R5.2に千葉県道路公社から本市へ譲与された旧大野休憩所の跡地を売却する。

3 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和7年4月1日
契約金額	17,462,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 山崎 聡一郎

(1) 契約の期間 R7.4.1~R8.3.31

4 市道路線の認定について (建設局 土木部 路政課)

認定	11路線
----	------

(1) 都市計画法に基づく開発行為に伴う市道路線の認定

( 諮 問 )

1 督促についての審査請求について

(総務局 総務部 政策法務課)

生活保護法に基づく徴収金の督促の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問する。

(1) 審査請求人 千葉市中央区在住者

(2) 審査請求年月日 R6.2.16